

社会福祉法人名岐会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名岐会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次のとおり定めるものとする。

(1) 理事会及び評議員会への出席

5,000円（別途、源泉所得税分を支給）

(2) 監事が、監査を実施

5,000円（別途、源泉所得税分を支給）

2 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、四捨五入するものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成29年6月14日より施行する。